

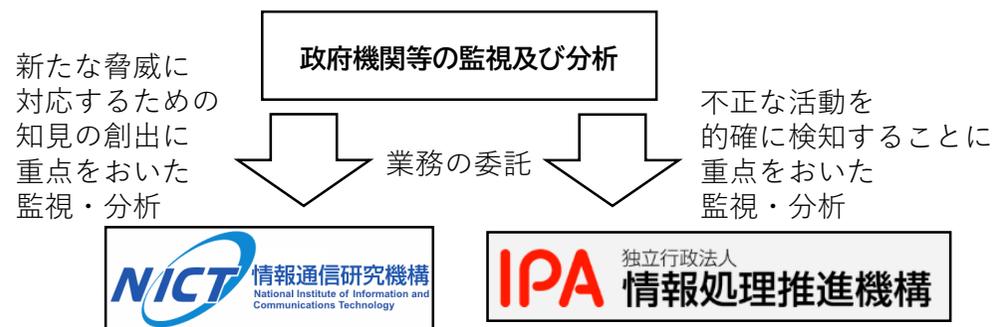
- ✓ 政府機関等がセキュリティ対策について範となるよう、国の行政機関、独立行政法人及びサイバーセキュリティ基本法第13条に規定する指定法人の横断的な監視体制について、強化・高度化を進めるため、以下の内容の詳細を含む方針を定め、実施することとする。

- ① 平時から、政府機関等の情報システムを監視・分析し、その結果に基づいてサイバーセキュリティが確保されているかの評価を行う
- ② 当該監視・分析の一部について、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に委託

① サイバーセキュリティ確保の状況の評価

- 戦略本部事務に位置づけることで、戦略本部長である内閣総理大臣による報告の求めや勧告をできるようになり、必要な場合には、実効性のある対策を実施することが確保される。
- 従来から運用していた政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム（GSOC）の取組は、当該評価の一環として行うこととする。
- 当該評価の実施に資するよう、既存の「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」のアップデートを行う

② 戦略本部の事務の一部を委託



（参考）今般の基本法改正概要

- ✓ 今般の改正後のサイバーセキュリティ基本法において、政府機関等のサイバーセキュリティの確保の状況の評価を行うことが、新たに本部事務に位置づけ。（基本法第26条第1項第4号）
- ✓ また、同法において、当該事務に含まれる監視及び分析を、情報通信研究機構（NICT）及び情報処理推進機構（IPA）に委託できる旨が追加。（基本法第31条第1項第2号）